

USENクラウドビュー契約約款

第1条 (約款の適用)

株式会社USEN (以下「当社」といいます) は、USENクラウドビュー契約約款 (以下、「本約款」といいます) を定め、これによりUSENクラウドビュー (以下、「本サービス」といいます) を提供します。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款 (別紙を含みます) を改定することがあります。この場合において契約者は、変更後の約款 (別紙を含みます) の適用を受けるものとします。
2. 約款を変更するときは、当社ホームページ (<http://www.usen.com/index.html>) にて通知します。

第3条 (用語の定義)

本約款で使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の定義
本サービス	当社と利用契約を締結した契約者が利用できる監視カメラで録画した映像データをクラウド上のサーバーに録画をするサービス
電気通信設備	電気通信を行うための機器、および付帯する通信回線
電気通信契約	電気通信設備を利用して電気通信を行うために、別途、電気通信事業者と契約する契約
対応ハードウェア	本サービスを利用するために必要な機能を搭載した、当社が指定するネットワークカメラ等の機器
録画データ	対応ハードウェアを通じて撮影された動画、静止画、音声、ログその他のデータの総称
利用契約	本サービスの提供を受けるため、本約款に同意のうえ、当社が別途定める方法にて本サービスの利用申し込みを行い、当社が承諾することで成立する契約
契約者	当社と利用契約を締結した者
契約申込者	当社に利用契約の申込みをする者
ライセンス	本サービスに接続する対応ハードウェアの数量に対して発行される契約単位
利用申込書	当社に利用契約の申込をする時に当社所定の情報を通知するために用いる書面
アクティベート	ライセンスの有効化
認証情報	録画データ、および対応ハードウェアの映像データを閲覧するために必要な利用契約、またはライセンスに紐づく映像閲覧画面のアドレス、ID、パスワード等の認証情報

第4条 (業務の委託)

当社は本サービスを円滑に提供するために、業務の一部を当社が別途指定する者 (以下「委託先」といいます) に委託することがあります。

第5条 (契約の申し込み方法)

本サービスの利用申し込みにあたっては、本約款に同意のうえ、当社所定の利用申込書に所定の事項を記入のうえ、当社に提出するものとします。

第6条 (契約の成立)

1. 利用契約は契約申込者が前条の規定に基づき、利用申込書を当社に提出し、当社がその内容を確認、利用申し込みを承諾することにより、当社が承諾した日 (以下「契約日」という) をもって成立するものとします。
2. 当社は、契約申込者が次のいずれかに該当する場合、利用申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある場合。
 - ② 利用申込書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合。
 - ③ 契約申込者が本約款および利用契約に基づいて支払うべき金員の支払を怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - ④ 契約申込者が、当社または委託先の著作権、著作隣接権および商標権を侵害するおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑤ 契約申込者が本約款および利用契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑥ その他、当社が本サービスの利用申し込みを適当でないと判断した場合。
3. 当社は、前項の規定により本サービスの利用申し込みを承諾しない場合、その契約申込者に対し、当社所定の方法によりその旨の通知をします。
4. 利用申込書の内容あるいは契約者と当社の間で別途締結した本サービスの利用契約の定めは、本約款に優先して適用されるものとします。
5. 本サービスは日本国内のサービス提供に限るものとします。

第7条 (契約内容等の変更)

1. 利用申し込み時に提出したライセンス数 (接続台数)、プラン (録画日数、およびビットレート)、利用先施設情報、請求先情報、支払方法ほか、利用申込書記載事項の変更を行う場合、契約者は当社が別途定める方法により、当社に変更の届け出を行うものとします。
2. 当社は契約者から変更の届け出があった場合、その届け出に対し前条第2項から第3項の規定を準用します。なお契約者が前項の届け出を怠ったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 (メンテナンス)

1. 契約者は、本サービスを受けるにあたり何らかの障害があった場合、当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知があった場合、速やかに障害の原因を調査するものとします。
3. 当社は、前項に基づく調査の結果、本サービスの利用に関わる当社設備に何らかの異常があることが確認できた場合、自己の責任において必要な措置を講じるものとします。ただし、異常が契約者による本サービスの取扱いに起因する場合、または天災、事変、騒乱等の不可抗力、その他当社および委託先の責に帰すことができない事由については、当社または委託先が故障原因の調査または措置に要した費用は契約者の負担とします。

4. 当社は本サービスの運営に関わる当社設備の不具合、メンテナンスやその他やむを得ない事情により本サービスの提供を休止することがあります。
5. 前項の当社設備のメンテナンスを行う場合、当社は事前に当社が別途指定する方法にて契約者に通知するものとします。ただし、当社が予期せぬ不具合等に起因し、緊急にメンテナンスを行う場合においては、この限りではありません。

第9条（電気通信設備、電気通信契約）

本サービスの利用に必要となる対象ハードウェアおよび電気通信設備並びに電気通信契約は契約者が自己の費用負担において用意するものとします。

第10条（免責事項）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償および復旧等の責を免れるものとします。
 - ① 天災、事変、騒乱およびその他不可抗力に起因する本サービスの障害。
 - ② 当社の責に帰さない事由による本サービスの障害。
 - ③ 当社の責ないし予見の有無によらず、契約者の逸失利益、間接的付随的損害、その他の拡大的損害。
 - ④ 台風、地震、落雷等の自然災害に起因する当社設備による契約者の動産、不動産に対する損害。
 - ⑤ 契約者が別途利用する電気通信設備、または電気通信契約を起因とする損害。
 - ⑥ 対象ハードウェアの自動ソフトウェアアップデート等に起因する損害。
 - ⑦ 対象ハードウェア以外の製品を利用して本サービスへ接続することに起因する損害
2. 本サービスで利用する対象ハードウェアにて送信する録画データには、被写体のプライバシー、肖像権などにかかるデータが含まれる場合があります。対象ハードウェアを利用した撮影につきましては、契約者の責において被写体のプライバシー、肖像権などを考慮のうえ、撮影するものとします。契約者と第三者との間で当該権利などに関する争議等が生じた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとします。
3. 本サービスで利用する対象ハードウェアにて送信する録画データは、電気通信設備や当社設備、電気通信の経路における各種設備の不具合、障害等に起因して消失する可能性があります。当社は、録画データ等の消失に関しては復元は行いません。また、録画データの消失に起因する損害の補償を免れるものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第11条（認証情報の管理責任）

1. 契約者は、認証情報の管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、認証情報を第三者に利用させる行為、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をしてはならないものとします。
3. 契約者は、第三者の認証情報を利用、借用、譲受、購入等をしてはならないものとします。
4. 認証情報の紛失、漏洩、盗難等の管理不十分、第

三者による不正使用、または契約者の使用上の過誤等により発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 認証情報の内、パスワードは契約者の責任において一定期間毎に変更し、漏洩、盗難、不正使用等に対する予防措置を講ずるものとします。
6. 認証情報の漏洩、盗難、不正使用等の発生が確認できた場合、当社は直ちに認証情報の無効化措置を講ずることができるものとします。また、契約者が認証情報の漏洩、盗難、不正使用等の発生が確認できた場合、直ちに当社へ所定の手段で報告するものとし、当社の指示に従い認証情報の変更を申請するものとします。
7. 認証情報は、利用契約の終了時に失効するものとします。
8. 当社は、本サービスのセキュリティ向上のため、自ら必要と認めた場合、認証情報の組み合わせ方法、桁数、その他認証情報を含めた認証情報の一部、または全部を変更することが出来るものとします。

第12条（料金の支払い義務）

1. 契約者は、当社が別紙に定める「プラン別利用料金等」に基づく初期費用および月額費用（以下「利用料金」といいます）、その他費用並びにこれに対する消費税等相当額を、当社に支払うものとします。
2. 利用料金はアクティベートされた日の属する月の翌月（以下「課金開始月」といいます）から利用契約が終了した日の属する月まで発生するものとします。
3. 利用料金の支払いに係る振込手数料は、契約者が負担するものとします。
4. 本条第1項に規定する請求月および支払期日は、当社または委託先が別途契約者に通知したうえで変更することがあります。
5. 契約者は、第2条の定めに従い本約款が改定され、利用料金の改定が行われた場合、既に支払った利用料金（以下「前払い利用料金」といいます）と改定された利用料金との過不足を、当社からの請求に従い改定後利用料金の適用開始日の属する月の末日までに清算するものとします。なお、利用料金の値下げの改定の場合、前払い利用料金の余剰は、次回以降の利用料金の支払いの一部に充当し、債権債務が対当額をもってそれぞれの発生日にて相殺されることを契約者および当社は予め合意するものとします。
6. 利用料金は1ヶ月を単位とし、日割り計算はいたしません。
7. 当社は、支払われた利用料金およびその他費用を本約款に特段の定めがある場合を除き、契約者に返還いたしません。

第13条（遅延損害金）

契約者が支払うべき利用料金およびその他の金銭債務に関し、当社が定める支払期日を経過しても契約者が支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間について、年14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として、契約者に対し請求できるものとし、契約者はその請求に従いそれを支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合はこの限りではありません。

第14条（債権の譲渡）

1. 当社は、利用料金およびその他契約者に対し当社が保有する債権の全部、または一部を、第三者に譲渡することがあります。
2. 当社は、前項により債権の譲渡を行う場合、予め当社所定の方法により契約者に通知します。

第15条（契約の有効期間）

1. 利用契約の契約期間は、第11条2項に規定する課金開始月の1日から2年後の月末日までとします。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに契約者または当社から更新しない旨の文書による意思表示がない限り、利用契約は同一条件で更に2年間自動更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 当社が契約者との間で第11条2項の規定と異なる課金開始月を定めた場合、利用契約の有効期間は定められた課金開始月の初日から2年後の月末日までとします。また契約満了時の取扱いは前項に準じるものとします。
3. 第15条に定める一時提供休止が適用された場合、その期間に相当する月数分は、その有効期間に加算し、延長されるものとします。

第16条（一時提供休止）

1. 契約者は、本サービスを次の各号に従い、一時提供休止開始月の初日から一時提供休止終了（提供再開）月の前月末日まで一時提供休止することができます。
 - ① 当社所定の方法で一次提供休止を希望する月の前々月末日までに、当社に通知すること。
 - ② 前①号に定める一時提供休止の開始日が、いずれかの月の初日であり、一時提供休止の終了日がいずれかの月の末日（1ヶ月単位）であること。
 - ③ 前号に定める一時提供休止の期間が6ヶ月以内であり、かつその期間を定めていること。
 - ④ 別紙に定める一時提供休止手数料を当社または委託先に支払うこと。
2. 契約者は、本サービスの一時提供休止を終了し、本サービスの提供再開を希望する場合、または当初の一時提供休止期間の延長を希望する場合、当社所定の方法で当社に一時提供休止終了（提供開始）月を通知するものとします。なお、当社は、一時提供休止期間の延長を受諾しない場合があります。
3. 当初の一時提供休止期間と異なる期間で一時提供休止を終了し、本サービスの提供再開を希望する場合は前項を準用するものとする。
4. 当社は、一時提供休止を開始した月から提供を再開した月の前月までの利用料金を契約者に請求しません。
5. 当社は、前項の利用料金を請求しない期間に相当する利用料金を契約者が前払いしている場合、契約者から別段の申し出がない限り、当該前払い料金を提供再開後の利用料金の支払いに充当するものとします。
6. 当社は、契約者が本条第2項に違反した場合または、一時提供休止期間の延長、もしくは再開後の再休止により初めの一時提供休止開始月を起算とした12ヶ月間に累積して一時休止期間が6ヶ月を超えた場合、当社または委託先は本サービスの

提供を再開し、再開月からの利用料金を契約者に請求します。

7. 契約者は一時提供休止期間中も第10条の認証情報の管理責任を負う者としてします。

第17条（契約者が行う契約の解約等）

1. 契約者が本サービスの解約を希望する場合、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の方法により、当社または委託先に通知するものとします。
2. 前項の解約通知は契約者本人が行うものとし、当社は契約者以外からの解約通知を一切受け付けません。
3. 前1項の場合において、契約者は別紙に定める解約違約金を支払うものとします。

第18条（当社が行う契約の解除等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、何ら催告なくして契約者に対する本サービスを停止して利用契約を解除できるものとします。
 - ① 利用契約に基づき発生した債務の全部または一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず当該期間内に履行しない場合
 - ② 当社に届けた事項に変更があり、その変更の届け出を速やかに行わない場合、または変更後の内容が本約款に違反する場合
 - ③ 自己の振り出しした手形、または小切手が不渡りとなった場合
 - ④ 監督官庁より営業の取り消し、停止等の処分を受けた場合
 - ⑤ 第三者より仮差押え、仮処分、または強制執行を受けた場合
 - ⑥ 破産、特別清算、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始の申し立てがあった場合
 - ⑦ 解散の決議をした場合
 - ⑧ その他信用状況が悪化、またはそのおそれがある場合に、担保の差し入れ要請に応じなかった場合
 - ⑨ 第19条に定める禁止事項を行った場合
 - ⑩ その他本約款に違反した場合。
2. 前項により当社が利用契約を解除した場合、契約者は当社が別紙に定める解約違約金を支払うものとします。また、当社は契約者が利用料金の前払いをしていた場合であっても、契約者にこれを返還しません。
3. 当社によって利用契約を解除された者が、再び本サービスの提供を希望する場合は、利用契約を解除された原因を除去した後に、第6条の定めに従い、当社と新たに所定の利用申し込みをする必要があります。
4. 当社は本条において定める契約の解除を行った場合であっても、当該契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第19条（本サービスの変更または廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、本サービスの機能の一部または全部を変更する場合があります。
2. 当社は、本サービスを提供することが客観的に困難な事態が生じた場合、本サービスの機能の一部または全部を廃止する場合があります。
3. 当社は、3カ月以上前までに契約者に通知するこ

とによって、本サービスを廃止することができるものとします。

4. 当社は本条に定めるサービスの変更または廃止によって契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第20条（禁止事項）

契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、次の各号に該当する行為（以下「禁止事項」といいます）を行ってはならないものとします。当社または委託者は、契約者が禁止事項を行ったことを発見した場合、契約者の本サービスの利用を停止できるものとします。なお、当社は、契約者が行った禁止事項により損害を被った場合は契約者に賠償を求めることができるものとします。

- ① 本約款および利用申込書記載事項に反する方法で本サービスの提供を不正に受けること、また受けようとする事。
- ② 本サービスの運営を妨げる行為
- ③ 他の契約者に障害が生じる、またはそのおそれがある行為
- ④ その他法令に違反し、または当社が不適切と判断する行為

第21条（機器の提供）

1. 当社は、契約者の求めに応じて、本サービスに必要な機器を販売または貸与する場合があります。

2. 前項の販売を当社が行う場合、契約者と当社間の機器の売買契約は別途当社が別途定める売買約款に基づき本サービスの利用申込書の提出によって成立するものとします。

3. 本条第1項の貸与を当社が行う場合、契約者は善良な管理者の注意をもって、当社より貸与を受ける機器を維持管理し、本サービスの利用以外の目的に利用してはならないものとします。また、契約者は貸与された機器に関し、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 貸与を受けた機器の第三者への譲渡、質入れ、転売、その他の処分
 - ② 貸与を受けた機器の分解、解析、改造、改変
 - ③ 貸与を受けた機器の損壊、破棄
 - ④ 貸与を受けた機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色）
 - ⑤ 貸与を受けた機器の盗難を含む紛失、滅失
 - ⑥ 貸与を受けた機器の不正使用
 - ⑦ 貸与を受けた機器の説明書に記載された禁止事項に記載された行為
 - ⑧ 貸与を受けた機器の日本国外への持ち出し
4. 契約者が前項の禁止行為を行ったことを当社が確認した場合、当社は契約者に対し、損害の賠償をできるものとします。
5. 本サービスの契約が解除された場合、契約者は当社より貸与を受ける機器を当社へ返還するものとします。
6. 本サービスの契約終了から、前項の返還までに貸与を受けた機器の故障等が発生した場合、当該機器の修理費用は契約者の負担とします。
7. 本条第5項の返還が不可能となった場合、契約者は速やかに当社に対しその旨の通知するものとし、返還が不可能となった当該機器毎に別紙に定める貸与機器に係る滅失違約金を当社に支払うものとします。

第22条（個人情報の保護）

1. 当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針」(http://www.usen.com/legal/privacy1.html?aid=footer_policy1) および「個人情報の取扱いについて」(http://www.usen.com/legal/privacy2.html?aid=footer_policy2) に従い適正に取り扱います。
2. 当社は、当社サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報を、次の各号の場合を除き契約者以外の者に開示または漏洩しないものとします。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある時
 - ⑤ お客様の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先または提携先に対し、必要な業務を委託する目的でお客様の個人情報を提供する場合
 - ⑥ その他任意に契約者の同意を得たうえでお客様の個人情報を開示または利用する場合

第23条（個人情報使用の目的）

当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、本サービスの契約者の個人情報について以下の目的で利用します。契約者への事前の承諾なく、以下の目的以外に使用はいたしません。

- ① 本サービスの契約の締結、継続、変更、解約に関する事
- ② 本サービスのカスタマーサポート、テクニカルサポートの提供
- ③ 当社および第三者のサービスにおける商品/サービスの案内、キャンペーン情報（含む広告、宣伝）のご提供、販売の勧誘（電話、郵便、メール等の方法による）
- ④ 当社サービスにおける新商品/新サービスの開発のための意見や感想のお願い、その他マーケティング調査への回答のお願い
- ⑤ キャンペーン情報その他特典サービスのご提供
- ⑥ 統計資料の作成

第24条（権利の譲渡）

契約者は、契約上の権利、義務、およびその他契約上の地位の全部または一部について、譲渡、質入れ、賃貸、その他の処分をすることはできないものとします。

第25条（契約上の地位の承継等）

1. 契約者の契約上の地位は、会社法に基づく事業承継または法定相続等による場合で、かつ当社が別途その承継を承諾した場合に限り、第三者に承継できるものとします。法定相続において相続人が

複数あるときは、その代表者 1 名を継承者とします。

2. 契約者の契約上の地位に承継を受けることを希望する者は、速やかに当社が指定する方法により、当社または委託先に継承の事実、およびその他当社が指定する事項を通知するものとします。
3. 当社が契約上の地位の承継を承諾しない場合は、その地位の承継を希望した者が本サービスの提供を受けるためには、新たに利用申し込みをする必要があるものとします。

第 26 条 (通知義務)

契約者は利用申込書に記載した組織名、住所地、代表者氏名、電話番号、支払口座、または本サービス運営に必要とされる情報について変更がある場合は、速やかに当社または委託先が指定する方法によって当社または委託先へ通知するものとします。

第 27 条 (守秘義務)

1. 契約者および当社は、本サービスの利用により知り得た秘密である旨開示された相手方の業務上、または技術上の秘密を第三者へ漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - ① 相手方から知り得る前に、既に自ら所有していた場合
 - ② 相手方から知り得る前に、既に公知であった場合
 - ③ 相手方から知り得た後に、自らの責によらず公知となった場合
 - ④ 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を負わずに入手した場合
 - ⑤ 独自に開発したことが立証できる場合
 - ⑥ 法令、または司法機関もしくは行政機関により開示が要求される場合
2. 前項の守秘義務は、利用契約終了後 3 年間効力を有するものとします。

第 28 条 (反社会的勢力排除に関する表明保証)

1. 契約者および当社は、利用契約締結日および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力 (以下、総称して「反社会的勢力」といいます) ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何らの催告を要せず本サービスを解除することができるものとします。
 - ① 反社会的勢力に属していること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - ③ 反社会的勢力を利用していること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負う

ものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることができないものとします。

第 29 条 (準拠法および合意管轄裁判所)

1. 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。
2. 加入者および当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 30 条 (協議解決)

本約款の解釈に疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、契約者および当社は誠意をもって協議し解決するものとします。

以上 全 30 条

<別紙> ※ 表記の価格および料金は消費税等別

■ プラン別利用料金

・環境設定料

Agent Box 有り	18,000 円
Agent Box 無し	3,000 円

※ 環境設定料は、接続ライセンス数に応じて発生します

※ Agent Box は契約期間中の貸与となります

・録画データ保存日数、画質別月額利用料金

保存日数	7 日間	15 日間	31 日間
画 質 512Kbps	1,500 円	2,850 円	5,400 円
画質 1Mbps	2,000 円	3,800 円	7,200 円

■ 一時提供休止手数料

一時提供休止手数料	500 円
-----------	-------

■ 解約違約金

当該契約に定める有効期間の残期間の利用料に相当する額

■ 貸与機器に係る滅失違約金

Agent Box	18,000 円
-----------	----------

以上

附則

本約款は、2017年3月1日から実施します。